

計画主体名	愛知県常滑市		
計画期間 実施期間	H 2 9 ~ H 3 2 H 2 9	総事業費（交付金）	122,000 千円（61,000 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	地域外からの交流人口の増加を促進すること、農観連携やグリーンツーリズムの促進などを目的としていることから、法及び基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	事業活用活性化計画目標を「交流人口増加による、計画区域内の活性化」「農観連携、グリーンツーリズムの推進」としており、その評価指標の内容は交流人口の増加、雇用者数の増加、商品開発件数としている。施設を整備することにより、評価指数の数値を達成することができることから妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	計画区域の設定や交流人口の増加を目的とした農家レストランの設置など、現行の第5次常滑市総合計画（平成28～36年度）との整合を図っている。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	計画の策定に当たっては、活性化計画検討会議を設置し、市内の各地域の農業者の代表である常滑市農業振興推進協議会の小委員会構成員や女性農業委員、愛知県など幅広い人に集まってもらい、合意形成をした。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	検討会議の構成員に女性1人を入れた。女性としての視点から、意見や提案をしてもらった。

事業の推進体制は確立されているか	○	事業の実施に当たっては、事業実施主体である農林漁業者の組織する団体のほか、経営ノウハウを持つ民間企業等にも意見をもらっている。また県にも協力を要請し、事業を円滑に遂行するための運営体制を確立している。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標の内容は交流人口を増加させ、地域の活性化を図ることであり、また、事業内容である農家レストランの設置は地区外交流、農観連携、グリーンツーリズムの核となる施設であることから、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	-	該当なし。
計画期間・実施期間は適切か	○	実施期間は平成29年度の1年間であり、効果発現期間は3年としており適切。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付対象事業費：122,000 千円×交付額算定交付率 1/2＝61,000 千円であり交付金額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業であり、他の補助事業の切り替えではない。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	施工については関係機関により各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保する。また、事業実施主体において施工監理者を設けるなど検査体制が確保される見込みである。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか </div>	○	各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保する。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙 6 に定める基準を満たしているか	-	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	交付対象である農家レストランの構造は木造建築を予定しており、耐用年数は 20 年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか） </div>	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領により、適切に行っている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか </div>	○	費用対効果算定表の算定結果は 1.0 以上となっており、適正である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	農林漁業者の組織する団体による地域資源活用総合交流促進施設であることから要件を満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	農林漁業者の組織する団体への交付であることから、個人への交付ではない。また目的外使用のおそれはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	計画区域内の観光施設やイベント等の入込客を把握し、交流人口増加を見込んでいる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	類似施設の利用状況等を把握したうえで、計画している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	年間を通じて稼働し、生活型、観光型等の利用を考えている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設の規模については、市内の類似施設の状況やマーケティング調査などから勘案して決定しています。設置場所については市内の南北主要道路である国道247号線に接続、または近接している箇所を検討した。また施設間の連携については農観連携・グリーンツーリズムを促進する中で、図ることとしたい。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	広報・宣伝については市秘書広報課に依頼し、記者クラブ等を通じて行う予定。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	事業実施主体である農林漁業者の組織する団体には女性が役員として参画しており、積極的に意見反映をしていく。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	施設規模に応じた概算工事費を数量から算出し、見積もっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	基本設計の段階で十分協議し、建設コスト・整備の低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	汎用性の高いものは交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	汎用性の高いは交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は両施設とも国道247号に接するまたは近接しており、立地、利便性の高いところである。また、農業の盛んな地域内にあり、地元の食材を味わい、農業に親しみを持っていただく農家レストランの目的に合致している。

施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	○	施設用地の確保はできている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	-	該当なし。
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	○	各事業実施主体が作る施設の延べ床面積は1,500㎡以内である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）	○	設置する施設は上限事業費及び上限規模の範囲内である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	地域内外の既存の観光施設や宿泊施設等と連携し、相互連携を図る。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	事業実施主体が生産する農作物だけでなく、常滑市で採れる農産物を積極的に活用することから、販売力強化が図られる。また、旬の食材を使ったメニュー開発に取り組みブランド化を図る。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	1年を通しての運営を予定し、雇用と所得増につながる施設となっている。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	事業実施主体が生産する農作物だけでなく常滑市で採れる農産物を積極的に活用し、飲食物として提供することから、6次産業化の推進に寄与する施設である。また、事業実施主体である各農林漁業者の組織する団体の役員には女性が含まれていることから、女性の意見を積極的に反映していく。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	交付金のほか、自己資金及び借入金により、残金を負担する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	入札は一般競争入札とする予定。

整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	10年間の管理計画を作成し、施設・資金の検討をしている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	10年間の事業計画を作成し、借入をする銀行の経営診断を受けている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	-	該当なし。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	-	該当なし。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	-	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。